

## 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る石垣市事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑、かつ、適切に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

### (要領の遵守)

第2条 地方公共団体等（法第2条第2号の地方公共団体等をいう。以下同じ。）は、この要領を遵守して法第2章に係る事務の円滑、かつ、適切な運用に努めるものとする。

### (法第4条第1号に掲げる土地の区域等を示す図面等の整備)

第3条 法第4条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる土地の区域等に係る決定若しくは指定又は変更をした者は、すみやかにその内容を示すおおよそ縮尺2,500分の1以上の図面及び書類（以下「図面等」という。）を石垣市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 市長は、前項の図面等を受理したときは、当該図面等を整備し、当該写しを公衆の閲覧に供するものとする。

### (法施行令第2条第1項第1号の指定)

第4条 市長は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第2条第1項第1号に基づき、史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地を指定しようとするときは、石垣市教育委員会に協議するものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令、自治省令第1号。以下「規則」という。）第2条の定めるところにより、公告するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の指定に準用する。

### (用地取得計画の作成等)

第5条 地方公共団体等（石垣市にあっては関係部局をいう。以下同じ。）は、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、用地取得計画を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第1号によるものとする。

(1) 法第9条第1項各号に規定する事業又はその代替地の用に供するため法第6条の手続による買い取りを希望する土地の面積、区域（区域が不確定の場合においては、所在地域）及び用途並びに当該事業の施行者（施行者が未定の場合においては、施行予定者）及び施行年度

(2) その他参考となるべき事項

3 前2項の規定は、地方公共団体等が用地取得計画を変更しようとしたときに準用する。

### (届出書等の用紙の備付け)

第6条 市長は、別記様式第2号の土地有償譲渡届出書及び別記様式第3号の土地買収希望申出書（以下「届出書等」という。）の用紙を常時備え付けておくものとする。

### (届出書等に添付すべき図面)

第7条 届出書等の正本及び写しに添付すべき図面は、次の各号に掲げる事項による届出等（法第6条第1項に規定する届出等をいう。以下同じ。）に係る土地の位置及び形状を明らかにしたおおよそ縮尺2,500分の1以上の図面とする。

- (1) 方位
- (2) 届出等に係る土地の所在、地番及び境界
- (3) 届出等に係る土地の周辺の道路、公園、河川その他公共施設及び公用施設  
(受理書の交付等)

第8条 市長は、届出等を受理したときは、当該届出等に係る届出書等に受理年月日及び登録番号を明示した受理印を押し、当該届出等をした者に別記様式第4号による受理書を交付すると共に別記様式第5号による文書処理台帳に受理年月日、登録番号等所要の事項を記入して登録するものとする。ただし、当該届出等が国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出で法第4条第3項の規定により法に基づく届出とみなされるもの（以下「国土法の届出」という。）であるときの受理書の交付は、国土法の手続きによって行うものとする。

(届出書等の内容の通知等)

第9条 市長は、届出等を受理したときは、直ちにその内容を別紙様式第6号により地方公共団体等に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、用地取得計画に照らし、当該届出に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等については、通知を要しないものとする。
- 3 第1項の通知は、次の各号の一に該当する場合等、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合については、これを行わないとすることができる。
  - (1) 譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡
  - (2) 譲渡担保及び代物弁済の予約
  - (3) 現物出資
  - (4) 親会社・子会社相互間の譲渡

4 市長は、地方公共団体等について、第1項の通知がされないときは、土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を直ちに当該届出をした者に通知するものとする。

5 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出があった日から起算して1週間以内に行うように努めるものとする。

(届出等に係る土地の買取り希望の申出)

第10条 地方公共団体等は、届出等の内容を知ったときは、速やかに当該届出に係る土地についての買取り希望の有無を別記様式第7号の回答書により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する買取り希望の有無の申出を回答期限までに行わない地方公共団体等がある場合は、当該地方公共団体等における買取り希望がないものとみなす。

#### (買取り協議を行う地方公共団体等の決定等)

- 第11条 市長は、前条の申出を勘案して、法第6条第1項の買取り協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等した者及び当該地方公共団体等に届出等があった日から起算して3週間以内に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の申出に基づき、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出等が国土法の届出であるときは、国土法第27条の4第3項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを付記するものとする。
- 3 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出のあった日から起算して2週間以内に、これを行うよう努めるものとする。
- 4 第1項の通知は、別記様式第8号及び別記様式第9号の通知書により、第2項の通知は、別記様式10号の通知書により行うものとする。

#### (届出書等の保管)

- 第12条 市長は、届出書等及びそれに添付された図面を少なくとも法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して1年を経過する日まで保管するものとする。

#### (買取り協議)

- 第13条 第11条第1項の通知をうけた地方公共団体等は、速やかに届出等をした者と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。

なお、国土法第27条の4第3項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に協議を打ち切るときは、同条に基づく譲渡制限が解除されるものでないことを明示するものとする。

- 2 市長は、国土法第27条の5第1項又は第27条の8第1項の規定に基づく勧告がされるときは、あらかじめその内容を第11条第1項の通知をした地方公共団体等に通知するものとする。この場合、地方公共団体等は、直ちに協議の状況を市長に報告するものとする。

#### (買取り協議の結果の報告)

- 第14条 地方公共団体等は、前条第1項の協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、別記様式第11号の報告書により、遅滞なくその旨市長に報告するものとする。

#### (先買いに係る土地の管理)

- 第15条 地方公共団体等は、法第6条の手続により届出等に係る土地を買い取ったときは、法第4条第1項の届出に係る土地、国土法の届出に係る土地、法第5条第1項の申出に係る土地の別を明らかにした用地台帳を作成し、法第9条の定めるところにより、管理するものとする。
- 2 前項の用地台帳は、別記様式第12号によるものとする。

#### (買取り証明書の発行)

- 第16条 地方公共団体等が、届出等に係る土地を法第6条第1項に規定する協議に基づいて買い取ったときは、当該地方公共団体の長は、当該土地を売り渡した者に対して租税特別措置法施行

規則（昭和32年大蔵省令第15号）の定める、別記様式第13号の証明書を発行するものとする。

（法第2章の所管部局）

第17条 法第2章及びこの要領に規定する市長の事務は、石垣市建設部都市建設課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号

用地取得計画

年月日

地方公共団体等 ( )

用途	買取りを希望する土地の所在地域	買取りを希望する土地の面積	事業施行(予定)者	事業施行(予定)年度	備考

# 土地有償譲渡届出書

登録番号	第 号
受理印	

石垣市長 様

年 月 日

譲り渡そうとする者	住 所	
	氏 名	(印)

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

## 記

### 1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	
	氏 名	

### 2 土地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該土地に存する所有権以外の権利		
		m <sup>2</sup>	種 類	内 容	当該権利を有する者の住所氏名

### 3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構 造	延面積	当該建築物の所有者の住所氏名	当該建築物に存する所有権以外の権利		
			m <sup>2</sup>		種 類	内 容	権利者の住所氏名

### 4 譲渡予定価格に関する事項

	土 地	建築物その他工作物	合 計
譲渡予定価格	円	円	円

### 5 その他参考となるべき事項

- 備 考
- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記載すること。
  - 2 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知っている時は、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
  - 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
  - 4 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関して、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 5 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

# 土地買取希望申出書

登録番号	第 号
受理印	

石垣市長 様

年 月 日

申出をする者	住所	
	氏名	(印)

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により申し出ます。

## 記

### 1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の住所氏名

### 2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造	延面積 m <sup>2</sup>	当該建築物の所有者の住所氏名	当該建築物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	権利者の住所氏名

### 3 買取り希望価格

	土 地	建築物その他工作物	合 計
買取り希望価格	円	円	円

### 4 その他参考となるべき事項

- 備考 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知っている時は、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関して、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第4号

{ 土地有償譲渡届出 }  
{ 土地買収希望申出 } 受理書

下記の土地につき、公有地の拡大の推進に関する法律 { 第4条第1項の届出 } を  
{ 第5条第1項の届出 }

受理いたしました。

年 月 日  
石垣市長

様

記

登録番号

届出（申出）に係る土地の所在及び地番

届出（申出）に係る土地の面積





別記様式第6号

第 号  
年 月 日

様

石 垣 市 長

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出  
(申出)に係る土地の買取り希望について(照会)

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項(第5条第1項)の規定に基づき、「土地有償譲渡届出書」(土地買取り希望申出書)の提出がありましたので、別添のとおり写しを添付します。

なお、買取り希望の有無をご検討のうえ、速やかにその結果について回答下さるようお願い致します。

石垣市長 様

印  
\_\_\_\_\_  
(担当者: TEL )

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出  
(申出)に係る土地の買取り協議について(回答)

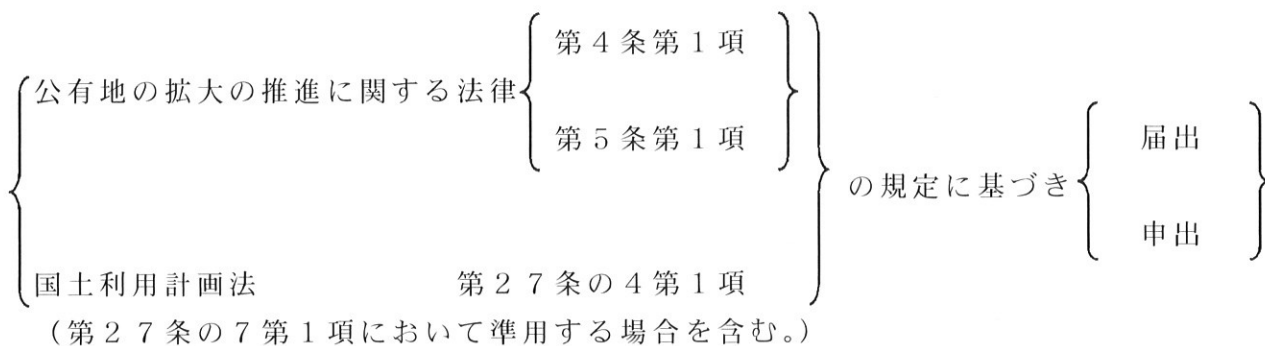
年 月 日付けをもって照会のありましたみだしの件について、下記のとおり回答致します。

記

- 1 買取り希望の有無 有 ・ 無
- 2 登録番号
- 3 届出又は申出者の土地の所在及び地番、面積 石垣市 m<sup>2</sup>
- 4 届出又は申出者の住所及び氏名
- 5 買取りの目的

備考 買取り希望は、該当するものに○印をつけること。

通 知 書



のあった下記の土地につき、公有地の拡大の推進に関する法律第 6 条の規定に基づき買取りの協議を行うことを通知します。

年 月 日

石垣市長

様

記

登録番号

届出（申出）に係る土地の所在及び地番

届出（申出）に係る土地の面積

買取り協議を行う地方公共団体等

買取りの目的

通 知 書

{ 公有地の拡大の推進に関する法律 { 第4条第1項 }  
第5条第1項 }  
{ 国土利用計画法 第27条の4第1項 }  
(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)

の規定に基づき { 届出 }  
{ 申出 }

のあった下記の土地につき、貴殿を公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の買取りを行う関係部局等として定めたので通知します。

年 月 日

石垣市長

様

記

届出（申出）に係る土地の所在及び地番

届出（申出）に係る土地の面積

届出（申出）に係る土地の所有者の氏名及び住所

買取りの目的

通 知 書

{ 公有地の拡大の推進に関する法律 { 第4条第1項 }  
   { 第5条第1項 }  
 { 国土利用計画法                                第27条の4第1項 } の規定に基づき { 届出 }  
   (第27条の7第1項において準用する場合を含む。)         { 申出 }

のあった下記の土地につき、土地の買取りを希望する関係部局等がないので通知します。

なお、国土利用計画法第27条の4第3項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定により、届出をした日から起算して6週間を経過する日までの間は、土地売買等の契約を締結してはならないこととされていますので、念のため申し添えます。

年 月 日  
石垣市長

様

記

登録番号

届出（申出）に係る土地の所在及び地番

届出（申出）に係る土地の面積

石垣市長 様

所管部長 印

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく  
土地買取り協議の結果について (報告)

下記の土地について、公有地の拡大の推進に関する法律第 2 章に係る石垣市事務処理要領第 14 条の規定に基づき買取り協議を行った結果を報告致します。

記

- 1 登録番号
- 2 土地の所在及び地番 石垣市
- 3 届出又は申出者の  
住所及び氏名
- 4 買取り協議を行った  
地方公共団体等  
(石垣市においては関係部局)
- 5 協議の結果 協議成立 ・ 協議不成立
- 6 協議の内容 (協議不成立の場合は (5) にその理由を記載する。)
  - (1) 契約締結日 年 月 日
  - (2) 買取りの目的
  - (3) 買取り面積
  - (4) 契約金額
  - (5) その他





公有地の拡大の推進に関する法律第6条  
第1項の協議の基づく買取り証明書

譲渡者等	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名称	法人 個人					
資産の所在地	資産の種類	数量	買取りの区分	買取り等の年月日	買取り等の価格		
						千	円
( 摘要 ) 事業名							
当該土地の買取り をするもの	所在地						
	名称及び長名						印